

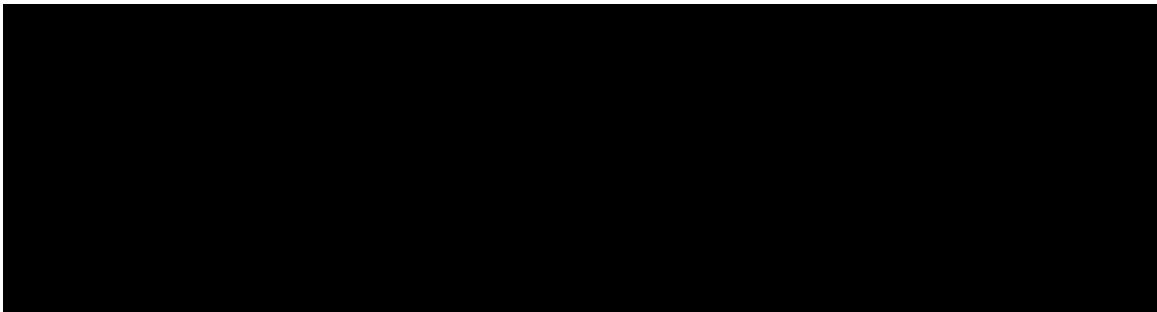


## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回



### 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	規程類の後日提出について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

#### ■ 申請団体に関する記載

##### 【申請団体の名称】

一般社団法人居住支援全国ネットワーク

##### 団体代表者 役職・氏名

代表理事 芝田 淳

##### 分類

（未記入）

法人番号

団体コード

3340005008794

--

申請団体の住所

鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

宮城県仙台市青葉区二日町4-26リバティーハイツ二日町102

## ■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

**2.連絡先情報**

部署・役職・氏名

--

担当者 メールアドレス

--

担当者 電話番号

--

**3.コンソーシアム情報**

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

--

4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

--

**4.事業情報の登録・事業関連書類の提出**

事業名

災害に備えた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業

事業の種類\_第一階層

事業の種類\_第二階層

事業の種類\_第三階層

支援の分野\_文字列表示

--

--

--

--

支援分野\_活動支援団体

--

## 休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

## 基本情報

申請団体	資金分配団体	必須	申請時入力不要	任意
資金分配団体	事業名（主）	災害に備えた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業		
	事業名（副）	居住支援を中心とした被災地での支援活動と未被災地での防災・減災活動を一体的に進める事業		
	団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2	防災・減災支援			
事業の種類3	緊急災害支援			
事業の種類4	災害復旧・生活再建支援			

## 優先的に解決すべき社会の諸課題

## 領域／分野

<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/> (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	⑨ その他
	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/> (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	災害対応 + 居住支援 被災でこれまでの住居に住めなくなっている方や住居に住み続けているものの居住するための支援が必要な方に寄り添って居住を支援する活動

## SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	住居の確保は最低限の生存権保障として極めて重要であるが、我が国では生活保護における住宅扶助をのぞいて住宅手当等の給付施策がなく、公的住宅の供給も脆弱であるにもかかわらず、人口減少や空家の増加を踏まえて民間賃貸住宅の活用へと舵を切っているところであり、居住支援は貧困層及び脆弱層に対する最低限の生存権保障を提供する施策として重要な位置にある。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	高齢者・障害者等住宅確保要配慮者は、賃貸住宅市場において、有形無形の差別を受けており、住居の確保に困難を抱えている。居住支援は、住宅確保要配慮者と賃貸人及び市場関係者の双方に働きかけて、住宅確保要配慮者の住居の確保を実現し、もって、国民の年齢、性別、障害、経済的地位等によらず社会に包摂されるようにするための変化を引き起こすものである。
11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	災害時により困難な状況に陥るリスクの高い住宅確保要配慮者に対する居住支援事業を進めることにより、災害関連死を防ぐ。

## 1.団体の社会的役割

(1)団体の目的	145/200字
当法人は、適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供する居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的としている。	
(2)団体の概要・活動・業務	176/200字
全国各地で居住支援を提供している16団体と1個人が、居住支援の普及及び発展を目的とする事業を行うとともに、情報交換、交流、相互啓発、研究、調査、啓発活動等を行っている。2023年度には休眠預金活用事業の資金分配団体として、コロナ禍の住宅困窮者支援事業を実施し、現在は令和6年能登半島地震の被災地における居住支援が進むよう資金分配団体として活動している。	

## II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	能登半島地震の被災地や直近数年のうちに豪雨災害にみまわれた地域、大規模災害のリスクが高い地域を中心とするエリア	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 <b>※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</b>	なし
直接的対象グループ	【助成対象団体】 ①令和6年能登半島地震の被災者に対して居住支援を実施する団体 ②大規模災害（南海トラフ・首都直下）のリスクが高い地域やここ数年の豪雨災害にみまわれた地域で居住支援を実施する団体					(人數)	4 団体	
最終受益者	【助成先団体の支援対象者】 令和6年能登半島地震被災者のうち一時的避難・転居・継続居住のため居住支援を要する人並びに大規模災害（南海トラフ・首都直下）のリスクが高い地域やここ数年の豪雨災害にみまわれた地域の住宅確保要配慮者（特に高齢者・障害者・子ども・外国人・ひきこもり・子育て世帯等配慮を要する人）					(人數)	相談支援対象者：2,400世帯のうち720件が相談終結 空き家調査件数：800軒のうち120軒に被災者等が入居	
事業概要	令和6年能登半島地震の被災地及び近年の豪雨災害にみまわれた地域、並びに今後発生が見込まれる大規模災害（南海トラフ・首都直下）のリスク想定地域も加えて、当該地域の住宅確保要配慮者に対して支援が行き届くよう、被災地における居住支援と並行して、災害時に居住支援協議会や居住支援法人が自治体等と円滑に連携できるように「居住支援的事前復興」の視点で、下記の居住支援事業を展開するための資金支援を行うとともに、活動地域の行政機関等との連携関係構築のコーディネートを行い、実行団体の体制整備を伴走支援する。 1. 被災者の生活再建に向けて「災害ケースマネジメント」の手法を用いた弁護士や建築士等による住まいの相談支援の実施、未被災地における相談体制の事前構築事業 2. 被災地における復興のための利活用、未被災地における災害時活用の観点を踏まえた空き家調査の実施 3. 被災地で喪失した福祉サービス等を実施するための建物、未被災地において災害時に活用できる住宅確保要配慮者向けの支援付住宅を整備する空き家利活用型地域生活継続支援事業 4. 福祉の担い手など、被災地で働く人の住まい確保のための空き家利活用型就労支援事業 5. 平時から大規模災害に備え、福祉部局、危機管理部局、住宅部局、まちづくり部局等と事前に調整をはかり、地域のプラットフォームを構築する事業 (※1～5各項目の詳細は補足説明資料を参照)					591/600字		

### III.事業の背景・課題

#### (1)社会課題

南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大震災が今後見込まれる中、日本全国どこでも起きうる災害に備え、能登半島地震の被災地での支援と並行して、未被災地における事前の体制整備が必要である。

今回の能登半島地震は復旧復興が極めて難しい大規模災害である。背景には高齢化や人口減少等の地方ならではの課題があり、特に賃貸物件が少ないという住宅ストックの問題がある。故に2次避難として金沢市などの都市部に避難した人々は距離的な問題から仕事を辞めたり、地元に戻りたくても福祉サービスの受け皿がない状況などが生じている。石川県の復興計画においては、被災地を震災前の形に戻すのではなく、二地域居住など新たな考え方、復興の取り組みが提案されている。

また被災者の仮設住宅等の退去の期限がライフライン途絶を要件にみなし仮設住宅に入居した人の期限は今年12月末に迎え、被災当時に賃貸住宅に入居していた人の仮設住宅の供与期間も短縮され、被災者枠で公営住宅に入居した人もまもなく退去の期限を迎える状況にある。

被災者は今後どのように生活再建をしていけばいいのか、容易に決めるすることはできない。「住み慣れた自宅は安心して住める住居なのか、修繕は可能なのか、公費解体して建て替えをした方がいいのか」という根本的な疑問について、建築士などの専門家の知見抜きには判断が難しい状況にある。防災庁設置準備室が進む中、被災者支援の肝となる考え方「災害ケースマネジメント」の手法をもと、被災者の生活再建の最初の一歩となる相談支援事業を進めるとともに、未被災地においても災害発生を見越し、発生後の相談体制を事前整備しておく必要がある。

能登半島地震の被災地では、「都市部に避難している高齢の親が戻りたいと言っているけれども福祉サービスの受け皿がない。ケアマネ等も不足している」といった声もあり、被災地の福祉の供給力も目下の課題となっている。また市場に流通する賃貸物件が全くないことが、被災者の生活再建の選択肢を狭めており、倒壊しなかった空き家の利活用も求められている。この課題は能登半島に限らない。故に未被災地においても平時から居住支援協議会や居住支援法人が災害を意識しながら、関係部局との連携を深め、災害が起きた時に地域事情をふまえた官民協働の居住支援を展開できるよう体制を構築しておくことが極めて重要である。

#### (2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

198/200字

国においては令和8年度中に防災庁の設置を目指し、準備室が設置された。能登半島地震において、被害の大きい石川県では被災者の個別相談等の補正予算が組まれているが、災害ケースマネジメントによる伴走型の居住支援と空き家の利活用を一体的に実施している取り組みは見られない。また、行政の対応は予算措置や縦割り等の影響で表面的な支援に限られ、被災者の生活再建に本当に必要なケアはすぐには期待できない状況である。

#### (3)課題に対する申請団体の既存の取組状況

203/200字

休眠預金事業(2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠)の資金分配団体として活動し、能登半島地震の被災者の居住支援事業を行っている。

また会員団体は、能登半島地震「石川県被災高齢者等把握事業」を実施。休眠預金を活用した災害ケースマネジメントの普及啓発・実践研修事業等も行っている。その他、被災者支援制度からもれた被災者に対し、最後のセーフティネットとしての緊急シェルターを設置するなど精力的に活動している。

#### (4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

200/200字

本事業は内閣府、厚生労働省や国土交通省など、複数の省庁にまたがった時間のかかる取組みであるが、被災地においてはまさに住まいの期限が目の前に迫った待ったなしの問題である。いつ起ころかわからない災害への備えで、対象地域も広いことから、政府の対応だけでは適時迅速な支援が見込まれず、様々な民間団体や複数の行政機関が手を組んで早急に事業を進める必要があるため、休眠預金を活用する意義が大きいにあるものと考える。

### IV.事業設計

#### (1)中長期アウトカム

- 令和6年能登半島地震の被災地において、災害ケースマネジメントに基づいた居住支援事業及び空き家の利活用が一体的に行われた結果として、居住支援を要する人のうち、特に高齢者・障害者・子ども・外国人・ひきこもり・子育て世帯等の支援を要する人が路頭に迷わず、適切な住居や福祉に結びついた状態。
- 大規模災害が想定される未被災地において、災害に備えた居住支援事業が官民協働で展開される体制が整い、災害が起きた時には居住支援を要する人のうち、特に高齢者・障害者・子ども・外国人・ひきこもり・子育て世帯等の支援を要する人に対して円滑に支援が行き届く状態。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
居住支援団体が災害ケースマネジメントに基づいた相談支援を展開することにより、被災者が生活再建の道筋を立てられている状態。（未被災地においては、相談体制の整備ができている状態）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口設置件数</li> <li>・相談支援件数</li> <li>・相談案件の終結(解決)件数</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居を要する人に対して居住支援がなされていない状態</li> <li>・未被災地においては検討すらなされていない状態</li> </ul>			<p>2028年3月時点の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口設置数：4か所以上（実行団体各1か所以上）</li> <li>・相談件数：延べ2400件（実行団体各600件）</li> <li>・相談終結数：720件（相談件数の3割以上）</li> <li>・未被災地においては災害発生した場合、相談体制が機能している状態</li> </ul>
居住支援団体による空き家調査が実施され、利活用できる空き家のリスト（未被災地においては、災害時に活用可能という所有者の承諾あり）ができ、住宅確保要配慮者に対する地域資源として官民に共有されている状態。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家調査の件数</li> <li>・利活用できる空き家のリスト（未被災地においては、災害時に活用可能という所有者の承諾あり）</li> </ul>		利活用できる空き家のリスト（未被災地においては、災害時に活用可能という所有者の承諾あり）がない状態、または居住支援団体と行政間で共有されていない状態			<p>2028年3月時点の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家調査件数：800件（実行団体各200件）</li> <li>・リスト掲載数：160件（実行団体各40件）</li> </ul>
居住支援団体により整備された空き家が、転居を必要とする被災者及び福祉サービス事業者や担い手に活用されている状態。（※本アウトカムは現被災地のみ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備された空き家への入居世帯数</li> <li>・整備された空き家の福祉サービス利用件数</li> </ul>		被災地における空き家の活用事例がない状態			<p>2028年3月時点の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者数：120世帯（実行団体各30件）</li> <li>・福祉サービス利用件数：4件（実行団体各1件）</li> </ul>

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
居住支援を実施する団体同士のネットワークが築かれ、行政との連携が図られている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会の開催回数</li> <li>・行政機関との連携会議回数</li> </ul>		団体間のネットワークや連携がない状態			<p>2028年3月時点の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会開催数：計6回（2回/年）</li> <li>・行政連携会議開催数：計24回（1団体あたり6回）</li> </ul>
居住支援団体に災害ケースマネジメントのノウハウが蓄積されている状態。		災害ケースマネジメントに関する研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催数</li> <li>・参加者数</li> </ul>	災害ケースマネジメントのハウハウがない状態			<p>2028年3月時点の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催数：計6回（2回/年）</li> <li>・参加者数：計60人（10人/回）</li> </ul>
居住支援の専門家による伴走支援により、実行団体の大規模災害への対応能力と意識が向上した状態。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家との月次会議の回数</li> <li>・現地訪問による活動支援回数</li> </ul>		実行団体への伴走支援がない状態			<p>2028年3月時点の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月次会議の回数：144回（1団体あたり12回/年）</li> <li>・現地訪問支援回数：24回（1団体あたり2回/年）</li> </ul>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
災害ケースマネジメントに基づいた相談支援を行うための資金支援 「災害ケースマネジメント」の手法を用い、被災者の生活再建に向けて弁護士や建築士等の士業による住まいの相談支援を実施するとともに、未被災地においては相談体制を事前構築するための資金を支援する。	2025年4月～2028年3月	126/200字
空き家調査に関する資金支援 被災地においては復興のための利活用を目的とし、未被災地においては既存空き家の災害時活用の観点を踏まえ、空き家調査及びリスト化・市場流通・入居希望者とのマッチング等を実施するための資金を支援する。	2025年4月～2028年3月	111/200字
被災者を含む住宅確保要配慮者のための空き家利活用に関する資金支援① 被災地で喪失した福祉サービス等を実施するための建物、未被災地において災害時に活用できる住宅確保要配慮者向けの支援付住宅を整備するための資金を支援する。	2025年4月～2028年3月	109/200字
被災者を含む住宅確保要配慮者のための空き家利活用に関する資金支援② 被災によって住宅が限られた地域で就労する人の住まい等として空き家を整備するための資金を支援する。	2025年4月～2028年3月	82/200字
平時において福祉部局、危機管理部局、住宅部局、まちづくり部局等と事前に調整をはかり、災害に備えた地域のプラットフォームを構築するための資金を支援する。	2025年4月～2028年3月	75/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
居住支援を実施する団体同士のネットワークづくりを目的とした意見交換会の開催、及び活動地域の行政機関との連携体制を構築するためのコーディネート支援。	2025年4月～2028年3月のうち2回/年	73/200字
災害ケースマネジメントに即した事業展開がなされるための研修会の開催。	2025年度、2026年度を中心に実施	34/200字
居住支援の専門家によるノウハウの提供や大規模災害への対応能力と意識向上のための伴走支援。	2025年4月～2028年3月	44/200字

#### V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	助成プログラムの公募情報を国内に広く周知し、被災地内外に支援の必要性を訴える広報を展開する。 活動報告や活動成果を積極的に公開し、能登半島地震の被災者支援にからめて各メディアに報道してもらう。 また、内閣府、厚労省はじめ関係省庁に情報発信し、行政の災害支援を引き出すためのアドボカシーも兼ねた広報を行う。 実行団体に対して被災地の現状と活動記録をホームページやブログ等で発信するよう促す。	194/200字
連携・対話戦略	活動地域の行政機関とは、防災の観点から平時より顔の見える関係を構築しておく。 実行団体の事業が円滑に進むよう、居住支援を行っている居住支援協議会、居住支援法人のほか、被災地においては弁護士会、支え合いセンター等に対して協力と連携を求める。	119/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を通して、事務局体制を強化するとともに、中間支援団体としてのノウハウを蓄積し、他の事業においても成果を上げられるよう地盤を固める。</li> <li>・本事業を通して、様々な民間団体や自治体と良好な関係をつくり、連携団体を増やすとともに、住宅確保要配慮者に対する居住支援の認知を広める。</li> <li>・本事業を通して、今後発生する大規模災害にも迅速に対応できるようなノウハウを蓄積し、有事の際に各団体をリードできる存在になる。</li> </ul>	202/400字
実行団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を通して、助成事業に関する事務的能力や組織基盤を強化し、事業終了後も各団体の持続的な事業運営に活かしていただく。</li> <li>・本事業を通して、行政や他の民間団体との連携を強めるとともに地域における信用を高め、地域課題解決のための他の事業の受託等につなげていただく。</li> <li>・本事業を通して、今後発生する大規模災害にも迅速に対応できるようなノウハウを蓄積し、有事の際にいち早く始動できる存在になる。</li> </ul>	194/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	163/800字
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」（厚生労働省の生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業） 全国6団体に対して総額19,451,000円の助成金を交付</li> <li>・2024年度「令和6年能登半島地震被災者を対象とする居住支援事業」(休眠預金事業2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠)※現在進行中</li> </ul>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	323/800字
<ul style="list-style-type: none"> <li>2022～2023年度 「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」（資金配分団体）バブリックリソース財団とコンソーシアム</li> <li>2021～2022年度 「居住支援の発展に必要な政策や制度を実現する全国実践事業」福祉医療機構</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年度 「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」厚生労働省 社会福祉推進事業</li> <li>2021年度 「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」厚生労働省 民間団体活動助成事業</li> <li>2020年度 「日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養成研修の在り方に関する調査研究事業」厚生労働省 社会福祉推進事業</li> <li>2019～2020年度 「質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業」赤い羽根福祉基金 など</li> </ul>	

#### VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	88/200字
(2)実行団体のイメージ	すでに居住支援または被災地支援の実績がある団体。 建築士や弁護士等、士業との連携実績がある、または連携が見込まれる団体。 行政機関との連携のもと相乗関係的活動に協力できる団体。	104/200字
(3)1実行団体当たり助成金額	1団体あたりの助成上限額を3500万円とする。 ※通常の相談支援等の活動費として1年あたり800万円×3年間、ただし初年度のみ初期体制整備のため900万円。加えて、空き家改修枠として1000万円を上限とする。	120/200字
(4)案件発掘の工夫	被災地の自治体および支援団体に対するヒアリング及び現地調査。 居住支援に関連する各地の活動団体へのアンケートまたはヒアリング調査。 現在実施している休眠預金事業における実行団体および連携団体の取組み状況調査、受益者等に対するニーズ把握など。	

#### IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	本事業に係る人数：14人 代表理事（事業統括）・担当理事（事業企画・PO統括・会計統括・連絡調整）・PO（非常勤2名）・PO補助（非常勤2名）・会計担当（非常勤1名）・アドバイザー（3団体へ業務委託）・専門職（災害関係学識経験者・居住支援学識経験者・災害時居住支援実践者・建築士・税理士）					144/200字																		
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th colspan="3">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>1</td> <td>名</td> <td>予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td>本事業50%：他事業50%</td> </tr> <tr> <td>名</td> <td>既存PO人数</td> <td>1</td> <td>名</td> <td>予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td>本事業50%：他事業50%</td> </tr> </tbody> </table>					人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	2	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業50%：他事業50%	名	既存PO人数	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業50%：他事業50%	
人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																			
2	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業50%：他事業50%																			
名	既存PO人数	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業50%：他事業50%																			
※資金分配団体用																								
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	整備済みのガバナンス・コンプライアンスに関する規定類を遵守し、不正行為、利益相反等を適切に管理する。					50/200字																		
(4)コンソーシアム利用有無	なし																							

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2025.4.1 ~ 2028.3.31	
資金分配団体	事業名	災害に備えた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業
	団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク

	助成金
事業費	164,680,000
実行団体への助成	140,000,000
管理的経費	24,680,000
プログラムオフィサー関連経費	23,988,150
評価関連経費	11,328,000
資金分配団体用	5,328,000
実行団体用	6,000,000
合計	199,996,150

## 1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
事業費 (A)	0	84,513,700	40,084,700	40,081,600	164,680,000
実行団体への助成	0	76,000,000	32,000,000	32,000,000	140,000,000
－					
管理的経費	0	8,513,700	8,084,700	8,081,600	24,680,000

## 2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,999,550	7,999,550	7,989,050	23,988,150
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,991,250	4,991,250	4,991,250	14,973,750
その他経費	0	3,008,300	3,008,300	2,997,800	9,014,400

## 3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
評価関連経費 (C)	0	2,958,500	3,246,500	5,123,000	11,328,000
資金分配団体用	0	958,500	1,246,500	3,123,000	5,328,000
実行団体用		2,000,000	2,000,000	2,000,000	6,000,000

## 4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
助成金計(A+B+C)	0	95,471,750	51,330,750	53,193,650	199,996,150

## 資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

### (1) 事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

## (2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。